

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる世帯へ

国民健康保険税の減免を受けることができます

新型コロナウイルス感染症の影響により、次に該当する世帯は、国が定める基準に基づき国民健康保険税の減免を受けることができます。

【対象となる年度】 令和4年度（令和3年度相当分を含む）
*1 令和3年度末に国民健康保険の資格を取得した等により、【対象となる期間】の納期限が設定されているもの

【対象となる期間】 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているもの
（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）

【対象となる世帯】（次の①又は②に該当する世帯）

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯^{*2}

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の(1)から(3)の全てに該当する世帯 *2 重篤な傷病とは1ヶ月以上の治療を有する場合など症状が著しく重い場合

(1) 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が、前年の10分の3以上

(2) 主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下

(3) 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得が400万円以下

【減免の割合】 1 上記の①に該当する場合 … 全額免除
2 上記の②に該当する場合 … 表1で算出した対象保険税額に表2の減免割合を乗じた額

表1

対象保険税額 = (A) × (B) ÷ (C)
(A) : 世帯の保険税額
(B) : 主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
(C) : 主たる生計維持者及び世帯内の全被保険者の前年の合計所得金額

※ (B) ÷ (C) は、主たる生計維持者の所得が世帯全体に占める割合

表2

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免割合
世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止または失業の場合	10分の10
300万円以下であるとき	
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

【申請期限】 令和5年3月31日

【必要書類】

- 国民健康保険税減免申請書
- 国民健康保険税減免に係る事業収入等申告書
- 事業収入等の減少を証明する書類（※ 令和4年度のみ）
（令和3年分及び令和4年分の売上帳簿、給与明細書などで、事業収入等のいずれかの減少額が10分の3以上となることを証明できる書類）
- 主たる生計維持者及び被保険者の所得を確認できる書類（確定申告書の写しなど）
 - 令和4年度分申請の場合 … 令和3年分の所得がわかるもの
 - 令和3年度相当分申請の場合 … 令和2年分及び令和3年分の所得がわかるもの
- 医師の診断書（※ 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合）

【留意事項】

- 主たる生計維持者とは、原則、住民票上の世帯主となります。世帯主の国民健康保険の加入の有無は問われません。
- 住民票上の世帯主と主たる生計維持者が異なる場合、届出を提出することで変更できる場合があります。
- 収入の比較は、令和4年度分保険税については、令和3年と令和4年の収入を比較し、令和3年度相当分保険税については、令和2年と令和3年の収入を比較します。
- 比較する前年所得が無い場合は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少として比較できないため減免の対象外となります。

⇒お問合せ 財務課税務係 ☎ 68-7002（係直通）